

建築士 やまなし

No.66

— ARCHITECTURE YAMANASHI —



建物名称：

山梨県立リニア見学センター

設計：株式会社 イズ

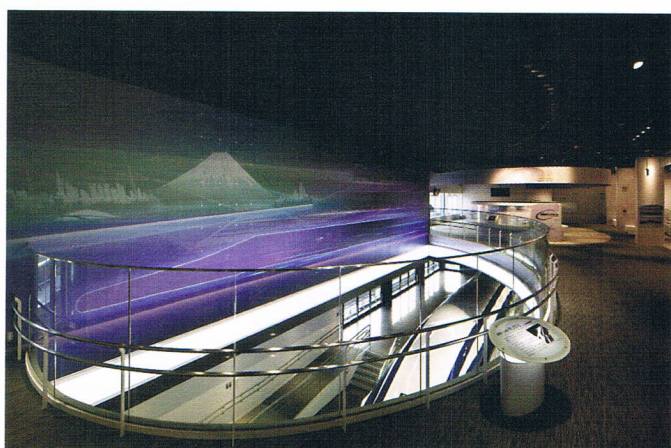
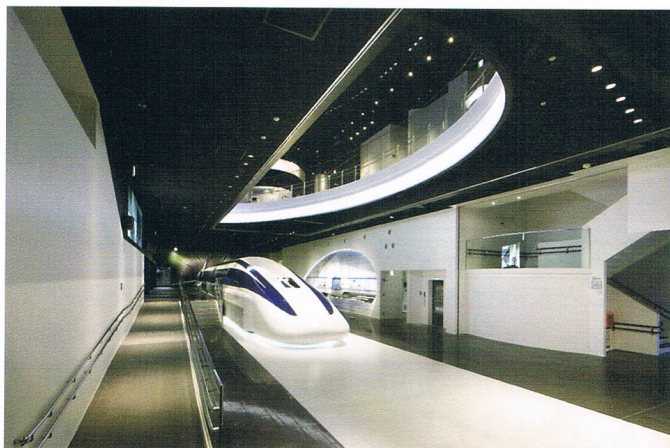
施工：富士急建設・小林工務店JV

竣工年月：平成26年4月

規模・構造：鉄骨造3階建

延床面積2,098㎡

リニア実験走行の見学や体験学習を中心とした展示を通してリニアについて学びながら楽しめる参加型の見学センター



●目次●

ごあいさつ 一般社団法人 山梨県建築士会 会長 雨宮 健一	2
平成26年度 山梨県建築士会通常総会報告	3
平成26・27年度 理事及び監事 委員会名簿	4
女性部会 部長あいさつ 松野 範子	5
「耐震補強の勉強会」を終えて 松浦 芳恵	5
青年部長就任挨拶 渡辺 省三	6
平成26年度 関プロ 東京大会に参加して 北富士支部 浅田 恒彦 都留支部 鈴木雄一朗	6
連載 リンク関プロ 第1回「回想」	7
建物探訪 No.6 建築甲子園への取り組み 甲府工業高校 建築科 神宮司啓太 岩田 楓	8
県からのお知らせ	9
事務局よりお知らせ	12

ごあいさつ

一般社団法人 山梨県建築士会

会長 雨宮 健一



この1年、鳥兔匆々のごとく過ぎ去りました。故渡邊前会長の後任会長として覚束無い足取りではありましたが、一つ一つ丁寧に先人の後を辿り、会員の皆様方に支えられながらの士会運営でした。お蔭を持ちまして、去る6月26日平成26年度一般社団法人山梨県建築士会通常総会において、定款に従い会員各位のご推挙により、会長に再任されました。私は歴代の会長諸賢には遠く及ぶべくもありませんが、幸い優秀な役員諸兄、並びに勤勉な事務局職員に恵まれております。建築士に対する数々の問題点も山積していますが、私に出来る最善の力を士会の運営に尽くす覚悟で歩みたいと思っています。どうか会員各位におかれましてもご指導ご鞭撻と同時に、一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、平成17年11月に発覚されました「構造計算書偽装問題」事件以来、我々建築士を取り巻く環境は決して良いものではありませんでした。しかし最近になり、先輩諸氏そして皆様方の努力が、少しずつ実を結びつつあるように感じてきたかに思われます。その一環と考えられますが、3月に閣議決定しました建築基準法の7項目による一部改正が成立したことです。

- ・ 木造建築関連基準の見直し
- ・ 構造計算適合判定制度の見直し
- ・ 仮使用承認制度における民間活用
- ・ 新技術の円滑な導入に向けた仕組み
- ・ 容積率制限の合理化
- ・ 定期調査
- ・ 検査報告制度の強化
- ・ 建築物の事故等に対する調査体制強化

以上、政府が行おうとしている規制緩和の一つと思われまます。そして、設計関係三団体が共同提案していたところの、書面による契約の義務化等々

5項目の提案も、さる6月20日に参議院で可決、成立し建築士法の一部が改正されました。折しもこの日は、関東甲信越建築士会ブロック会青年協東京大会が開催されておりました。山梨会も山根青年部長を始め多数の会員の参加の中、三井所連合会長の挨拶で法案成立の喜びの報告がありました。このように僅かずつではありますが、着実に成果は上がって来ていると感じられます。ただし、緩和されることにより、そこには大きな責任も伴うことを忘れてはなりません。過去の教訓を生かし、同じ過ちを二度と繰り返さぬよう、お互いに戒め合いながら、次のステージに進むべく努力することを望みます。今後も一步一步努力を重ね、より良い環境創りに邁進したいと考えます。それには、皆様方のご協力が必要です。建築士会は、会員皆様方の手で作上げて行くものだと考えます。今まで以上に身近に存在し、会員密着型の利用しやすい建築士会になるべく、お互いに努力を重ねて行きましょう。

なお平成28年度には、関東甲信越建築士会ブロック会青年協議会が本県において開催されます。このことに向け、青年部では、着々と準備を進めているところです。成功を期して青年部以外の会員の皆様も是非一丸となつてご協力されますようお願いいたします。

最後になりましたが、会員諸兄、関係行政機関、又友好諸団体の皆様方のご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。会長就任のご挨拶といたします。



平成26年度

山梨県建築士会通常総会報告

—事務局—

平成26年6月26日(木)14時10分より甲府市朝気一丁目2-2、山梨県立男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合)2階大研修室において、平成26年度通常総会を正会員1,134名中589名(委任状517名出席者72名)の出席を得て開会した。(総会は、一般社団法人山梨県建築士会定款第22条の規定により正会員の過半数(572名)に達したので開会は有効とする。)

1. はじめのことばを副会長 望月 健 君 が述べ、物故会員への黙祷、会長あいさつを会長 雨宮 健一 君 が述べた。続いて各支部より推薦された、甲府支部 長澤 浩正 君 他10名に対し、会長より感謝状と記念品の贈呈が行われた。次に、来賓5名の紹介をし、大久保 勝徳 山梨県県土整備部技監、石原 英樹 甲府市建設部長よりご祝辞をいただき、公益社団法人日本建築士会連合会 三井所 清典 会長からの祝電を披露し、議事に入る。

2. 議事に入る前に、一般社団法人山梨県建築士会定款第20条の規定により、会長 雨宮 健一 君が議長となる。

続いて、議長より定款第24条第2項の規定により、議長が議事録に署名する旨を説明し、承諾を得た。

①議事に入り、第一号議案「平成25年度事業報告承認の件」並びに第二号議案「平成25年度収支決算報告承認の件」の両議案を一括上程し、事務局より説明があった後、監事の 秩父 善治 君 より「厳正且つ適格に処理されている」旨の監査報告がなされ、議長が議場に諮ったところ全員異議なき旨の声があり、承認可決された。

②次に、第三号議案「役員を選任に関する件」について、事務局より総会前に開催された理事会において選考された理事31名・監事2名の選出方法の説明があり、協議した結果、事務局より提

案された理事31名・監事2名が紹介され議長が可否を諮ったところ、全員異議なく承認された。なお、被選任者はその就任を承諾した。

③次に第四号議案「平成26年度事業計画の件」並びに第五号議案「平成26年度予算の件」の両議案を一括上程し、事務局より説明が行われ、議長が議場に諮ったところ全員異議なく承認され、議事は滞りなく終了した。

④その他について、理事会で選出された終身会員について同意を求めたところ、全員異議なく承認され、議長は議事進行に対する協力を謝して議長席を下りた。

その後、進藤 哲雄 君が、7月8日(火)のまちづくりシンポジウムの説明をし、次に、北富士支部の渡邊 靖彦 君が北富士支部・大月支部・都留支部の青年部の活動を一本化する旨の説明がされた。

3. 議事が終わり、副会長 小池 兵雄 君がおわりのことばを述べ、ここに平成26年度通常総会は15時25分盛会裡に無事終了した。

平成26年度 感謝状贈呈者氏名 (敬称略)

氏 名	所属支部
長 澤 浩 正	甲 府 支 部
藤 田 義 治	甲 府 支 部
清 水 みどり	中巨摩 支部
石 川 重 人	塩 山 支 部
栢 重 幸	石 和 支 部
高 山 嘉 浩	身 延 支 部
武 井 伸 江	韭 崎 支 部
萱 沼 一 男	北富士 支部
遠 山 廣 美	北富士 支部
堂 本 隆 司	大 月 支 部
池 谷 勝	都 留 支 部

平成26・27年度 理事及び監事

(敬称略)

会 長	雨 宮 健 一		
副 会 長 (3名)	望 月 健	望 月 雄 二 (甲府)	渡 辺 讓
理 事 (27名)	磯 野 澄 也	岩 村 茂 樹 (都留)	穎 原 学 (塩山)
	長 田 孝 三	長 田 正 彦	笠 井 英 俊
	久保田 要	小 池 悟	佐々木 幸 一
	佐 藤 喜 章 (北富士)	進 藤 哲 雄	土 谷 芳 仁 (会計)
	長 坂 俊 達 (石和)	深 澤 勝 博 (市川)	藤 田 義 治
	前 島 治 文 (韮崎)	松 木 謙	松 永 久 士
	松 野 範 子 (女性部)	丸 茂 邦 仁 (中巨摩)	望 月 武 (身延)
	望 月 喜 二	望 月 伸	柳 田 雅 代
和 田 健 一	和 田 之 男 (大月)	渡 辺 省 三 (青年部)	
監 事 (2名)	新 谷 茂 樹	秩 父 善 治	

平成26・27年度 委員会名簿

◎委員長 ○副委員長 (敬称略)

【研修委員会】

◎進藤 哲雄 ○渡井 攻 磯野 澄也 小田切 崇
久保寺 淳 小池 舜一 清水 みどり 瀧井 大文
土谷 芳仁 望月 伸

【福祉委員会】

◎望月 健 ○佐々木 幸一 長田 正彦 河西 敬史
田邊 俊彦 深澤 勝博 前島 治文 松木 謙
松野 範子 和田 健一

【編集委員会】

◎和田 之男 ○名取 あき子 長田 孝三 小尾 昭七
窪田 方樹 河野 広 小林 進 中澤 幸子
星野 正男 山崎 宗彦

【資格審査委員会】

◎望月 雄二 ○久保田 要 大沢 光彦 小田切 浩
勝俣 茂 金山 輝男 木村 亮 小池 悟
望月 喜二 柳田 雅代

【建築相談委員会】

◎渡辺 讓 ○柳田 次朗 佐藤 均 佐野 邦博
佐野 秀仁 田邊 佳子 秩父 善治 宮下 幸夫
山下 諭 若狭 美穂子

女性部会 部長あいさつ

松野 範子

前期に引き続き、女性部会部長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今期も、副部長3名、幹事6名に助けられながら、会員の皆様のスキルアップにつながる勉強会や、山梨のいいところを発見するための「山梨探訪第三弾」などを企画しております。6月に「耐震補強の勉強会」、7月に「省エネ基準の勉強会（第一回）」を、青年部の方々に講師を依頼し行ったところ、とても好評でした。8月には「省エネ基準の勉強会（第二回）」が行われます。女性部会のいいところは、建築の勉強だけでなく、女性として、母として年代を問わず、いろいろな相談ができる場所でもあることです。これからも、女性部会の会員が参加したくなるような活動を目指していきたいと思います。

「耐震補強の勉強会」を終えて

松浦 芳恵

私達女性部会は6月26日に「耐震補強の考え方」をテーマに土谷設計事務所の土谷先生を招いて、補強の考え方やコツなどを教えていただきました。

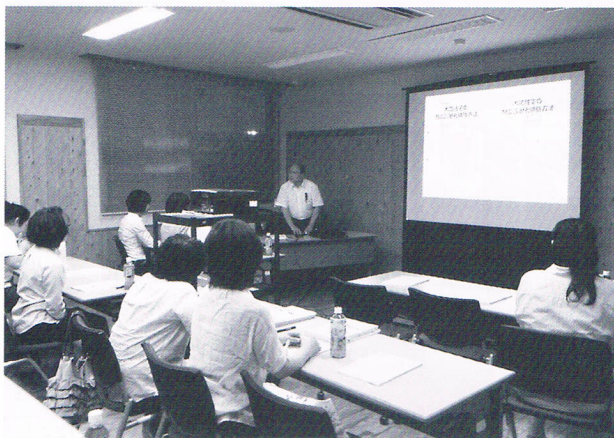
私自身、去年は2件の耐震改修をしました。耐震診断から耐震改修までの補助金を頂くまでの作業は正直大変で、難しいものでした。それでも耐震審査会の委員の方に相談しながら補強をし、お客様に喜んでいただくことが出来ました。

私の場合は比較的小さな建物でしたので、壁を一部補強し、柱の柱頭柱脚に金物を付けることで補強できましたが、違うケースの建物だったらどうしたらいいか・・・相談会に来ている他の方はどんな補強をしたのか・・・などがとても気になっていました。そこで今回は是非教えてもらおう!ということでこの企画をしたわけです。

当日は私と同じように思っている部員約20名程が集まり、熱心に耳を傾けました。講習会では資料と映像で、耐震補強の大切さから始まり、補強事例などを見せていただきました。とても分かりやすく、日頃疑問に思っていることを質問しながらの講習で、あっという間に時間が過ぎました。私は基礎の補強に興味があったので、いくつかの方法を教えていただくことができ勉強になりました。

お忙しい中、講師をしていただいた土谷先生ありがとうございました。勉強会で学んだことを仕事に活かしていこうと思います。

又、最後に私にとって女性部の仲間は同じ仕事をしている素敵な方々、大切な仲間です。これからも研修会などを通して親睦を深めていけることを楽しみにしていこうと思っています。



青年部長就任挨拶

青年部長 渡辺 省三

この度、青年部長を仰せつかりました都留支部の渡辺と申します。何も分からぬまま青年部活動に初めて参加したのが10年前の関プロ東京大会。感動の前関プロ山梨大会を経て今までの間、青年部の活動を通して沢山の知識・経験・仲間を得てきました。これも青年部の先輩方が長年活動を継続してきて下さったおかげと感謝しています。また2年後に関プロ山梨大会を控えた青年部にとって大事な時期に青年部長という大役を務めさせていただけることを非常に光栄に思います。任期中微力ではありますが、仲間と力を合わせ先輩方の築いてきた青年部の伝統と結束力の継承と更なる発展を目指し一所懸命努力していく所存でございます。今後も皆様の更なるご支援ご協力の程宜しくお願い申し上げます。



さて、現在青年部ではいよいよ2年後に開催される関プロ(正式名称:関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会)山梨大会に向け、山根大会実行委員長のもと準備会を立ち上げました。関プロといえば、都市部の大型イベント会場やホテルなどの閉鎖的な空間にて行われるのが普通ですが、山梨大会では閉鎖的な関プロのイメージを脱却するため、清里の清泉寮をメイン会場とし大自然の中で「大会の一部を屋外で開催しても良いのでは?」という青年らしい自由な発想で楽しく学べる山梨大会を画策中です。その大会テーマはズバリ“建築合宿”(仮)どうですか?ワクワクするテーマではないですか?きっと素晴らしい大会になるはずです。まだ青年部活動に参加されたことのない若き建築士の皆様、準備段階からこの関プロ山梨大会の運営に関わってみませんか?運営に関わり得られる感動は何物にも代え難いものです。私はそれが忘れられないから今ここにいます。まずは勉強会・ワークショップ・セミナー何でも良いので一歩踏み出し活動の輪に飛び込んでみてください。建築士会に所属する建築士としてのメリットをきっと見つけることが出来るはずです。私たち青年部は、そんなあなたの参加を心より歓迎いたします。

平成26年度 関プロ 東京大会に参加して

北富士支部 浅田 恒彦

関プロへの参加は、今回が初めてでした。私は、第一分科会を中心に参加致しました。各分科会にも少しの時間ではありますが参加してみました。

今回が初参加ですので関プロというものがどういったものなのか、漠然としていたイメージをはっきりとしたものに変えたかったです。

そこで私が感じたことは、各分科会での取り組みや各県の代表の発表などを聞き大変刺激を受けました。テーマや内容にではなく、取り組み姿勢に対してです。様々な考え方があり実際に活動をしているんな事に取り組んでいるという事。これが大切ではないかと感じました。

私自身が建築士としての立場を通して、いち個人として何が出来るのか?

青年部として・・・
建築士会として・・・

何が出来るのか?また、何をすべきか?

考えさせられる良い機会になりました。



都留支部 鈴木 雄一朗

関プロ東京大会に誘われた時、青年部に入ったばかりで活動もあまりしていないのに悩みましたが、先輩方からいろいろな話を聞いて今回初めて参加させて頂きました。大会は盛大に行われていて大変驚きました。

第一分科会では、各都県の青年建築士の方々が官民連携、地域貢献、空き家活用など様々な実践活動報告を発表していて、多くのことを学びました。

すべてを見ることは出来ませんでしたが多量の青年建築士が頑張っているのを見て大変勉強になり刺激されました。また他都県の青年建築士とも交流が持て素晴らしい大会でした。

私がこれから建築士会や青年部でどのように何の為に活動するか?とても参考になる大会だったと思います。次回も参加出来るようにいろいろな事にチャレンジして、アドバイスをくれた先輩方に恥じないように、頑張って活動していきたいと思っています。今回、参加を進めて頂きありがとうございました。

～平成 28 年関プロ山梨大会に向けて～

連載 リンク関プロ第 1 回「回想」

関東甲信越ブロック青年協議会大会(通称関プロ大会)

毎年、関東甲信越 10 都県の青年建築士(毎年の参加者 5 百～6 百名)が集まり実践報告や討論会、見学会などを行なっています。本年度は、6 月に東京で開催されました。建築士の認知度向上のため建築士にできる事、建築士として、今、そして未来に向けてすべき事の探求などの議論もされています。

関プロ山梨大会まであと 2 年弱、この 3 月に準備会が動き出し、東京大会開催中の関プロ理事会にて、大会日程やテーマ、開催場所などを発表しました。

会場は清里清泉寮、テーマは「建築合宿」。

- ・人と人、人と地域、また、人・地域と建築士のつながりなどから、建築の本来あるべき姿を考える。
- ・建築士同士がぶつかりあい、つながり、結びつきを強

回想「平成 18 年度山梨大会」

平成 18 年 6 月 15 日から 17 日の 3 日間、河口湖畔の富士レークホテルをメイン会場として、第 30 回大会が開催されました。「ふれあい、かたらい、新たな歩み」を大会テーマに、本県の 85 人を含め 10 都県 502 人の青年建築士が一同に集い、交流を深めました。第 1 分科会では「人間・空間・時間—3 つの間—を繋ぐ」を課題に意見・提案・報告を、また、第 2 分科会では「河口湖観光のまちづくり」を課題に富士河口湖町船津地内における観光施設の設計提案を行いました。懇親会では、参加者の目の前で柱梁小屋を組み上げ模擬上棟式を行うなど手作りのイベントで来県者をもてなしました。

- ・大会実行委員長(小田切浩)多くの仲間が熱き心をもって懸命に担当業務に打ち込み、みんなで作った関プロ大会でした。準備期間を含めると約 2 年間の長丁場でしたが、この間、仲間の輪が広がり、青年部活動も大いに活性化しました。大会後、各人が達成感に満ちあふれ、輝いていたのを覚えています。「意気に感ず」の連鎖反応。得がたい体験でした。

- ・青年部長(星野正男)山梨の青年建築士がひとつになって関東の青年建築士をおもてなす。それはかけがい

くする。

- ・北杜市には、様々な建築文化がある。その多くの要素を生かしたい。清里ではなく、八ヶ岳地域、北杜市全体を絡めた大会。
- ・自然の中から建築を見つめなおす。新しい発見。

コミュニケーションの重要性が叫ばれる中で、「今までの山梨大会はどのように行われたか」「時代の変化を踏まえ、この山梨大会では何が出来るか」大会前後 5 回渡るこの連載「リンク関プロ」通じ、先輩方や未だ参加されたことがない方との、コミュニケーションがはかれるような場を頂きました。編集委員会及び会員の皆様に感謝申し上げます。

平成 28 年度関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会山梨大会実行委員会 実行委員長 山根健司

[大会公式 HP]<http://kanblo.ykenchikushi.org>

[電話]055-233-5414 [メール]seinen@ykenchikushi.org

のないすばらしい経験でした。「山梨の心」が 20 年前の甲府常磐ホテルでの大会から、小田切実行委員長のもと 10 年前に私達が富士レークホテルでの大会で引き継ぎ、再来年の清泉寮での山梨大会に引き継がれていく事に感慨深いものがあります。

- ・第 1 分科会責任者(中村春彦)第 1 分科会を大月支部で担当し、支部の皆さんのご協力により無事運営する事ができました。仲間が一つの目標に向かって行動し、成功を導く素晴らしさを共有できたことは、今思い出しても感動的な時間でした。
- ・第 2 分科会責任者(小林進)分科会での河口湖の街歩きの事が思い出されます。梅雨時でしたので事前の雨具の準備や、当日の交通整理など屋外での活動でしたので心配事も多かったのですが、無事終了した時の安堵感、達成感は貴重な体験でした。
- ・懇親会責任者(山口清一)準備会に参加した当初はあまり知らない人ばかりで話もできませんでした。大会に向かって準備作業を進め、目標が達成した時には仲間と一緒に感動して男泣きをしました。そんな体験ができたことに感謝し、今もその仲間が財産です。



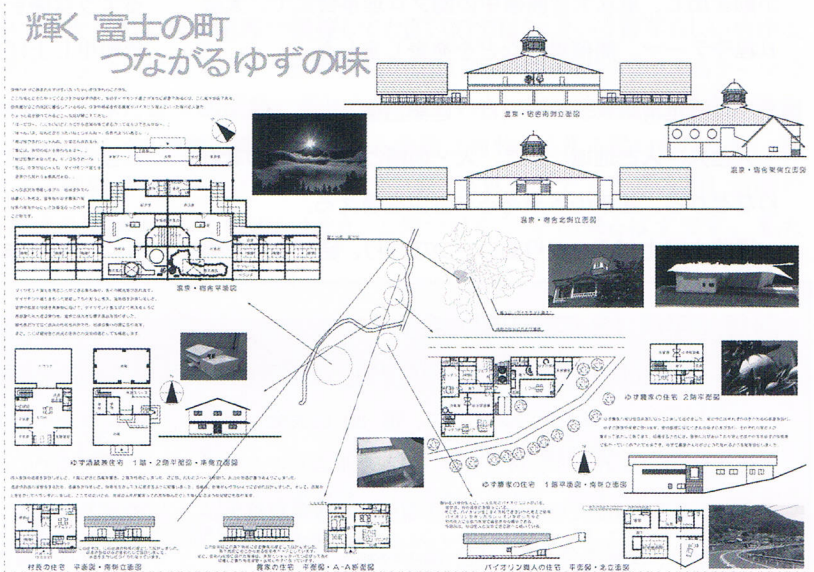
建築甲子園への取り組み

甲府工業高校建築科
神宮司啓太・岩田 楓

「全国連覇」という大きな期待をいただきながら望んだ、今回の建築甲子園の結果は惜しくも準優勝となりました。大きなプレッシャーの中、生徒たちが必死に取り組んできた作品を見ると、未だ悔しい気持ちが沸き上がってきます。さて、今回の建築甲子園も1~3回大会に引き続き「地域の暮らし」をテーマに行われました。4回目ともなると多少のマンネリもあり、山梨の地域性を踏まえたプランニングに大変苦戦しました。その中でも昨年度に建築単体ではなく地域全体を含めた計画が評価していただけたことから、本年度もそのような提案ができるよう取り組んで参りました。チームのメンバーで地図を広げ、1人ひとりが山梨の魅力について考え、地域の暮らしの提案を模索してきました。その結果2つの作品を出品し、それぞれ賞をいただくことができました。以下にその概要をまとめたいと思います。

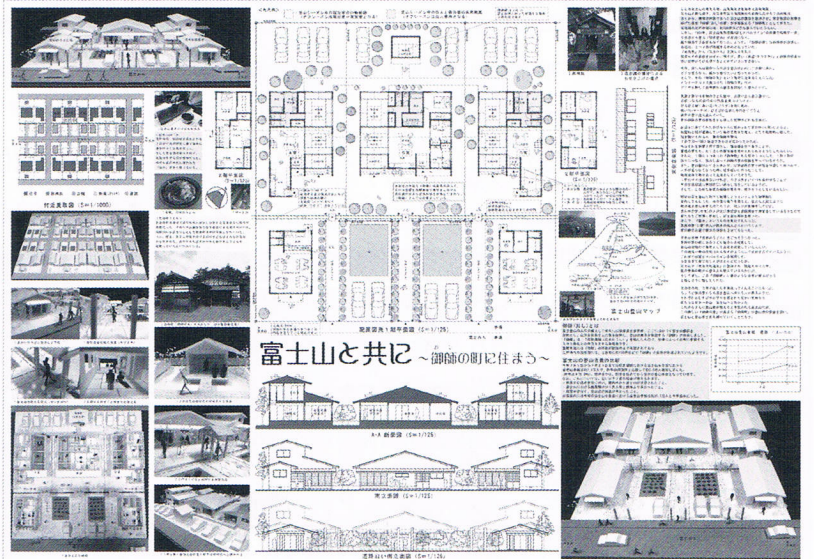
輝く富士の町 つながるゆずの味

南巨摩郡富士川町高下地区を舞台に、ダイヤモンド富士と特産のゆず栽培で地域の活性化を図る提案です。ダイヤモンド富士の見える温泉宿を作り観光客を招き、地元人間も利用することで地域の活動の拠点とします。また、ゆず栽培を行いやすい住宅を提案し、ゆず栽培も活性化していこうと考えられています。そしてデザインソースには富士川町にある擬洋風建築「旧春米学校」を用いました。こちらは山梨県大会で優勝をいただくことができました。



富士山とともに～御師の町に住まう～

富士吉田市上吉田地区に、富士登山者の安全を祈願するために古くからある宿坊「御師の家」を新たな形で残す提案です。最盛期には100件ほどの御師の家があったそうですが、5合目からの登山が増えたことで現存は4軒ほどとなっています。しかし昨年の世界遺産登録を受け麓から登る登山者も増えていることから、隣り合う3軒で協力することで、現代の生活に無理のない「御師の家」を提案しています。こちらが全国大会で準優勝をいただいた作品です。



「地域の暮らし」について考えれば考えるほど、改めて山梨の魅力に気が付かされます。第5回の大会も生徒と山梨の魅力について考え、優勝奪還を目指していきたいです。最後になりますが、大会において大変お世話になりました県建築士会の板山事務局長には改めて御礼申し上げます。

県からのお知らせ

山梨県建築住宅課

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html>

◆ 建築基準法が改正されました ◆

平成 26 年 6 月 4 日に改正建築基準法が公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。

今回の改正は、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等の所要の措置を講ずる必要があることを理由とするものです。

改正の概要

■ 木造建築関連基準の見直し

○木材の利用を促進するため、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとする。

【実大火災実験により新たに得られた知見】

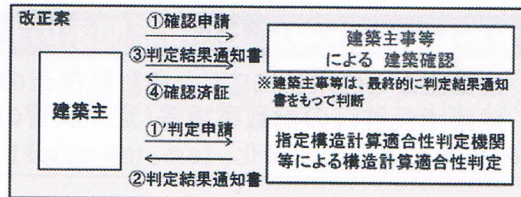


防火壁による延焼防止性能の検証

■ 合理的な建築基準制度の構築

1. 構造計算適合性判定制度の見直し

- ①比較的簡易な構造計算について、十分な能力を有する者が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。
- ②建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できることとする。



2. 仮使用承認制度における民間活用

○特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。

3. 新技術の円滑な導入に向けた仕組み

○現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設し、それらの円滑な導入を促進する。

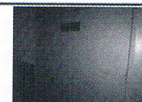
4. 容積率制限の合理化

○住宅の容積率の算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム等についても適用する。

■ 実効性の高い建築基準制度の構築

1. 定期調査・検査報告制度の強化

○定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。



防火戸

2. 建築物の事故等に対する調査体制の強化

- 建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら、必要な調査を行えることとする。
- 国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限を充実する。



エレベーターのワイヤロープ破断事故

◆ 建築士法が改正されました ◆

平成 26 年 6 月 27 日に改正建築士法が公布され、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。

今回の改正は、現行の法制度では、設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任が不透明であり、建築紛争の増大・長期化等につながっていること。また、建築士なりすまし事案等も発生していることから、建築物の設計・工事監理の業務の適性化及び建築主等への情報開示を充実するため、必要な改正を行うものであります。

改正の概要

■書面による契約等による設計等の業の適正化

- ① 延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化。【22条の3の3】
- ② 延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止。【24条の3】
- ③ 国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化。【22条の3の4】
- ④ 設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化。【24条の9】

■管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ① 管理建築士の責務を下記のとおり明確化。【24条】
・受託する業務等の選定 ・業務の実施者の選定 ・提携先等の選定 ・事務所の技術者の管理
- ② 建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化。【24条】

■免許証の提示等による情報開示の充実

- ① 建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化。【19条の2】
- ② 建築士免許証の記載事項等(定期講習の受講履歴、顔写真)に変更があった場合の書換え規定の明確化。【5条、10条の2の2】

■建築設備に係る業務の適正化

法律上に「建築設備士」の名称を規定し、建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化。【2条、18条】

■その他改正事項

- ① 建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者が暴力団員等であることを追加。【23条の4】
- ② 建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設。【10条の2】
- ③ 建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務化(3ヶ月以内)。【23条の5】

◆ だしてみるじゃん ～平成26年度 山梨県建築文化賞作品募集～ ◆

山梨県建築文化賞推進協議会

『「暮らしやすさ日本一」の県づくりを目指して』景観や機能性などに優れた建築物を表彰する「山梨県建築文化賞」の作品を募集しています。

建築士会会員の皆様からも多くの応募、推薦をお待ちしています。

◇募集対象 県内で、過去一年以内に竣工(新築、改築、増築等)した建築物及びリニューアル(建築物部位の過半の修繕、模様替)した建築物等

◇募集期間 平成26年7月1日(月)～8月22日(金)(郵送等の場合は、期間内の消印に限り有効)

◇提出先 (一社)山梨県建築士会 山梨県建築住宅課 各建設事務所建築住宅担当

※ 建築住宅課HPを御覧ください。(過去の受賞作品も御覧になれます)

◆ だしと〜け? ~設計等の業務に関する報告書~ ◆

・平成19年6月の建築士法改正により、全ての建築士事務所の開設者は事業年度毎に設計等の業務に関する報告書を都道府県知事あてに提出することが義務づけられました。(建築士法第23条の6)

事業年度終了後3か月以内に毎年提出することが必要です。事業の実績がない場合も報告書の提出は必要ですのでご注意ください。なお、この報告書は一般の閲覧に供せられます。(建築士法第23条の9)

※ 報告書は、建築士事務所の所在地を管轄する建設事務所に2部提出してください。

◆ しっとけし! ~建築士定期講習~ ◆

平成19年6月の建築士法改正により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

建築士事務所開設者は、所属建築士が受講したかどうかを確認し、期限を過ぎたにもかかわらず未受講のままの方がいる場合は、速やかに受講させてください。また、今年度末(平成26年3月31日)が受講期限となっている方がいる場合は、期限内の受講を促すようお願いいたします。

なお、未受講の場合は、建築士法に基づく懲戒処分を行いますのでご注意ください。

◆ こびっとさせるじゃん! ~木造住宅の耐震化~ ◆

県では今後予想される大地震に備え、山梨県耐震改修促進計画において住宅の耐震化率を平成17年度末の72.3%を平成27年度末に90%を目標に推進しておりますが、平成25年度末の推計値が81.5%と目標達成には、さらなる取組み強化が必要であります。

このことから、平成24年度より、耐震改修設計への補助制度を創設するなど、木造住宅耐震化支援事業メニューを拡充してきております。

建築士会会員の皆様には、一件でも多くの木造住宅の耐震化に結びつくよう、拡充した耐震改修設計や耐震改修工事に対する補助制度を積極的に活用して下さい。

なお、補助の対象や基準、補助金の額は市町村によって異なる場合がありますので、詳しい内容は、お住まいの市町村窓口にお尋ね下さい。

また、県では、木造住宅耐震化啓発CMを作成しました。テレビの放送期間は、平成26年7月26日(土)から8月4日(月)の10日間、ネット配信は平成26年7月26日(土)から(1年間放送予定)山梨県HP「インターネット放送局」にて配信を行っておりますので、ご覧ください。



やまなし耐震

検索



◆ しちゃあ ~木造住宅耐震化支援事業メニュー~ ◆

耐震診断支援事業(無料)

市町村が委託した建築士が、住宅を調査し、地震に対する強度を無料で診断します。

耐震改修設計支援事業(補助)

耐震改修支援事業又は耐震性向上型改修支援事業の対象となる木造住宅の耐震改修設計に対し、補助を行います。

耐震改修支援事業(補助)

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を耐震改修し、総合評点を1.0以上にする改修工事を対象とします。

耐震性向上型改修支援事業(補助)

耐震診断による総合評点が、0.7未満の昭和45年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点0.7以上1.0未満にする改修工事を対象とします。

耐震シェルター設置支援事業(補助)

耐震シェルターとは、居間や寝室などに設置することにより、地震により住宅本体が倒壊しても、生命を守るための安全な空間を確保するための装置をいいます。

耐震診断による総合評点が、0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する工事を対象とします。

※ 補助の対象や基準、補助金の額は市町村によって異なる場合があります。詳しい内容は、住宅がある市町村窓口にお尋ねください。